

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(愛媛県が管轄する区域内の分)】》

《R6.5更新》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途 【県指定施設(※)】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	愛媛県四国中央庁舎	四国中央市三島宮川4-6-53	【一 県庁舎】	-	機能移転済 (令和2年2月)	-	-	
2	愛媛県久万高原庁舎	上浮穴郡久万高原町久万571番地1	【一 県庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.51 Ctu・Sd=0.32	建替	令和6年度 (着工予定)	
3	愛媛県大洲庁舎	大洲市田口甲425-1	【一 県庁舎】	-	対象建築物 建替完了 (令和3年7月)	-	-	耐震診断済
4	宇和島市 本庁舎(高層棟)	宇和島市曙町1番地	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)(鉄骨・充腹材)	Is/Iso=1.00 Ctu・Sd=0.41	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
5	宇和島市 本庁舎(低層棟)	宇和島市曙町1番地	【二 市役所・町役場】	-	対象建築物 建替完了 (令和5年3月)	-	-	耐震診断済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
6	四国中央市役所	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	【二 市役所・町役場】	-	対象建築物 建替完了 (令和元年9月)	-	-	耐震診断済
7	上島町 弓削総合庁舎	越智郡上島町弓削下弓削210番地	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Ctu・Sd=0.50	-	-	耐震改修済
8	久万高原町役場	久万高原町久万212番地	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Ctu・Sd=0.72	-	-	耐震改修済
9	内子町役場 本庁舎	喜多郡内子町平岡甲168番地	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.27 Ctu・Sd=0.71	-	-	耐震改修済
10	松野町役場	北宇和郡松野町大字松丸343番地	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	対象建築物 建替完了 (令和4年8月)	-	-	耐震診断済
11	鬼北町役場	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	【二 市役所・町役場】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.51 Ctu・Sd=0.53	-	-	耐震改修済
12	宇和島市 津島支所	宇和島市津島町岩松甲471番地	【三 市町総合支所】	-	対象建築物 建替完了 (令和2年12月)	-	-	耐震診断済
13	大洲市 肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂甲1147番地の1	【三 市町総合支所】	-	対象建築物 建替完了 (令和6年1月)	-	-	耐震診断済

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(愛媛県が管轄する区域内の分)】》

《R6.5更新》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

14	四国中央市川之江庁舎	四国中央市金生町下分865番地	【三 市町総合支所】	-	-	-	-	
	川之江庁舎(旧館)			-	除却済 (平成30年8月)	-	-	耐震診断済
	川之江庁舎(新館)			-	除却済 (平成30年8月)	-	-	耐震診断済
15	四国中央市新宮庁舎	四国中央市新宮町新宮82番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.48 Ctu・Sd=0.27	未定		
16	西予市城川支所	西予市城川町下相945番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.27 Ctu・Sd=0.72	-	-	耐震改修済
17	西予市野村支所	西予市野村町野村12号619番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.11 Ctu・Sd=0.04	建替	令和6年8月 (完了予定)	
18	久万高原町面河支所	久万高原町渋草2431番地	【三 市町総合支所】	-	-	-	-	
	面河支所			-	除却済 (令和4年3月)	-	-	耐震診断済
	面河住民センター			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.48 Ctu・Sd=0.72	-	-	耐震改修済
19	久万高原町柳谷支所	久万高原町柳井川923番地	【三 市町総合支所】	-	除却済 (令和元年9月)	-	-	耐震診断済
20	内子町役場 内子分庁舎	喜多郡内子町内子1515番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Ctu・Sd=0.59	-	-	耐震改修済
21	伊方町役場 瀬戸支所	西宇和郡伊方町三机乙3003番地6	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.09 Ctu・Sd=0.59	-	-	耐震改修済
22	愛南町一本松支所	南宇和郡愛南町一本松3535番地	【三 市町総合支所】	-	機能移転済 (令和5年3月)	-	-	耐震診断済
23	宇和島国道出張所	宇和島市高串1番耕地974-3	【四 国土交通省事務所】	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	GIs>1.0	-	-	耐震改修済

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(愛媛県が管轄する区域内の分)】》

《R6.5更新》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

24	大洲国道出張所	大洲市北只164	【四 国土交通省事務所】	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$GIs > 1.0$	-	-	
25	愛媛県久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万542番地4	【五 警察庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.38$ $Ctu \cdot Sd=0.82$	-	-	耐震改修済
26	愛媛県 伊予警察署	伊予市下吾川1960番地	【五 警察庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.29$ $Ctu \cdot Sd=0.63$	-	-	耐震改修済
27	愛媛県 八幡浜警察署	八幡浜市広瀬二丁目1番5号	【五 警察庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.31$ $Ctu \cdot Sd=0.73$	-	-	耐震改修済
28	愛媛県 宇和島警察署	宇和島市並松二丁目1番30号	【五 警察庁舎】	-	対象建築物 建替完了 (令和元年11月)	-	-	耐震診断済
29	宇和島地区広域事務組合 消防本部・宇和島消防署	宇和島市丸之内5丁目102番	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.51$ $Ctu \cdot Sd=0.88$	-	-	耐震改修済
30	宇和島地区広域事務組合 宇和島消防署吉田分署	宇和島市吉田町立間字竹城2番耕地2445番1	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.48$ $Ctu \cdot Sd=0.97$	-	-	耐震改修済
31	宇和島地区広域事務組合 宇和島消防署津島分署	宇和島市岩松甲468番	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.44$ $Ctu \cdot Sd=0.97$	-	-	耐震改修済
32	大洲地区広域事務組合 消防本部	大洲市大洲1034番地の4	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.51$ $Ctu \cdot Sd=0.87$	-	-	耐震改修済
33	大洲地区広域事務組合 大洲消防署川上支署	大洲市肱川町宇和川2992番地1	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.57$ $Ctu \cdot Sd=0.96$	-	-	耐震改修済
34	大洲地区広域事務組合 内子消防署	喜多郡内子町内子1433番地	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.79$ $Ctu \cdot Sd=0.59$	-	-	耐震改修済
35	西予市消防署	西予市宇和町卯之町二丁目377番地	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	$Is/Iso=1.40$ $Ctu \cdot Sd=0.79$	-	-	
36	西予市消防署野村支署	西予市野村町野村12号744番地	【六 消防庁舎】	-	対象建築物 建替完了 (令和5年8月)	-	-	耐震診断済
37	西予市消防署城川出張所	西予市城川町下相951番地	【六 消防庁舎】	-	機能移転済 (平成30年4月)	-	-	耐震診断済

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(愛媛県が管轄する区域内の分)】》

《R6.5更新》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

38	宇和島地区広域事務組合 鬼北消防署	北宇和郡鬼北町大字芝222番1、223番2、225番6、225番7	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.44 Ctu・Sd=0.97	-	-	耐震改修済
39～43	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川字前川甲172番1他	【七 災害拠点病院】	-	-	-	-	
	中央機械室棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.33 Ctu・Sd=0.34	-	-	耐震改修済
	外来棟、中央診療棟、リハビリ棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.22 Ctu・Sd=0.34	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
	病棟			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)(鉄骨:充腹材)	Is/Iso=1.22 Ctu・Sd=0.30	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当

(※) 愛媛県耐震改修促進計画(抜粋)(法第5条第3項第1号関係)

道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。)を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日(要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年12月31日)までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

(一 県庁舎、二 市役所・町役場、三 市町総合支所、四 国土交通省事務所、五 警察庁舎、六 消防庁舎、七 災害拠点病院)

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(愛媛県が管轄する区域内の分)】》

《R6.5更新》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			
	I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
	鉄骨が非充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.125 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
	鉄骨が非充腹材の場合	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.14 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Qu/\alpha \cdot Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/\alpha \cdot Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/\alpha \cdot Qun$ かつ $GIs < 1.0$	
			$1.0 \leq GIs$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める「第2次診断法」	$Is/Is0 < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is0$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$	

Z(地域指標)=0.9、G(地盤指標)=1.0、U(用途指標)=1.0、Rt(震動特性係数)=1.0 (ただし、いずれも愛媛県が公表する施設である場合に限る。)

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。

(※)『構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果』の欄に記載の、Is/Is0に用いるIs0は、一律、Z(地域指標)=0.9、U(用途指標)=1.0として算定した。